令和８年１１月１７日

総務部長　武富　将志
（契約監理課取扱い）

指名登録業者に対する指名停止について

佐賀市は、１１月１７日に開催した佐賀市入札者指名等審査委員会において、下記のとおり指名停止の取扱いを審議し、決定しました。

記

１　決定内容

指名停止業者名（本店所在地）	指名停止期間
株式会社カナデビアエンジニアリング （大阪府大阪市大正区鶴町二丁目１５番２６号）	令和８年１１月１８日 ～令和９年１月１７日 （２か月）

２　理由

前記の事業者は、建設業法第１５条第２号で定める営業所専任技術者である者を工事現場の監理技術者として配置していた。

当該事実が、建設業法第２８条第１項本文に該当するとして、令和８年６月１９日に近畿地方整備局長から指示処分を受けた。

このことは、佐賀市競争入札参加資格者指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）別表第２（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準）第１３号（建設業法違反行為）に該当する。